

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

2 いじめ防止等対策の基本となる事項（基本施策）

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 学校の最重点目標のひとつに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する自主的な生徒会活動に対する支援を行う。

エ いじめ防止の重要性への理解を深めるための啓発、「わかる授業」の向上に向けた公開授業の実施、学習規律や学び方等の共通理解と共通実践、さらに道徳の時間や学級活動等の時間の充実、人権作文発表や人権週間等における外部講師等の活用を図る。

(2) いじめ早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめの早期発見のため、在籍する生徒全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。

○いじめ問題に特化したアンケートの実施
月1回（第1週）

○教育相談を通じた聞き取り調査
年3回（5月、11月、2月）

イ いじめ相談体制

生徒や保護者がいじめに係る相談ができるよう、相談体制を次のように行う。

○スクールカウンセラーの活用

○いじめ相談窓口の設置

ウ いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。

(3) インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 生徒に対して

専門的知識や技能を有する講師を招聘した講演会等を実施する。

イ 保護者に対して

保護者会等（入学式、PTA総会）に警察関係者を招聘し啓発のための講演会を実施する。

3 いじめ防止等に関する措置

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、補導、養護教諭、学年生徒指導担当
スクールカウンセラー、スクールサポーター

〈活 動〉

- (1) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (2) いじめの防止に関すること
- (3) いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

〈開 催〉

週1回を定例会とし、いじめ事案が発生したときは緊急開催とする。

4 いじめ発生時の措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないように、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処をとる。

- (1) 重大事案が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告すると共に、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした生徒の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

6 評 価

PDC Aサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) 年に3回（7月、12月）、年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を実施する。
- (2) 分析結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。

